［2～4　略］

（教習指導員審査等）

**第十条**　法第九十九条の三第四項第一号イの規定による公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）は、次の各号に掲げる免許に係る自動車の運転に関する技能及び知識の教習について、それぞれ当該各号に掲げる教習指導員審査を行うものとする。

［一・二　略］

三　準中型自動車免許　教習指導員審査（準中型）

四　［略］

五　［略］

六　［略］

七　［略］

八　［略］

九　［略］

十　［略］

十一　［略］

2　［略］

（教習指導員審査の申請）

**第十一条**　教習指導員審査を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる教習指導員審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示しなければならない。

一　前条第一項第一号から第八号までに掲げる教習指導員審査　当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る免許証

［二～四　略］

2　［略］

（教習指導員審査の審査方法等）

**第十二条**　第十条第一項第一号から第八号までに掲げる教習指導員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等により行うものとする。

［略］

2　第十条第一項第九号から第十一号までに掲げる教習指導員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等により行うものとする。

［略］

（教習指導員資格者証の交付等）

**第十五条**　法第九十九条の三第四項の規定による教習指導員資格者証の交付は、次の表の上欄に掲げる免許に係る自動車の運転に関する技能及び知識の教習ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる教習指導員資格者証の交付を受けようとする者に対し、同表の下欄に掲げる種類の教習指導員資格者証を交付することにより行うものとする。

| 免許の種類 | | |
|---|---|---|
| 教習指導員資格者証の交付を受けようとする者 | 教習指導員資格者証の種類 | |

［略］

［2～4　同上］

（教習指導員審査等）

**第十条**　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

三　［同上］

四　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

九　［同上］

十　［同上］

2　［同上］

（教習指導員審査の申請）

**第十一条**　［同上］

一　前条第一項第一号から第七号までに掲げる教習指導員審査　当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る免許証

［二～四　同上］

2　［同上］

（教習指導員審査の審査方法等）

**第十二条**　第十条第一項第一号から第七号までに掲げる教習指導員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等により行うものとする。

［同上］

2　第十条第一項第八号から第十号までに掲げる教習指導員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等により行うものとする。

［同上］

（教習指導員資格者証の交付等）

**第十五条**　［同上］

| 免許の種類 | | |
|---|---|---|
| 教習指導員資格者証の交付を受けようとする者 | 教習指導員資格者証の種類 | |

［同上］